

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実  
施方針についての面談

2. 日時：令和2年12月10日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

佐山主任原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官、

柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職、岡田技術参与、小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 副事業部長 他12名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、再処理設備本体等の使用前事業者検査の実施方針について、  
資料に基づき以下の説明があった。

・ 前回の面談・検討結果を踏まえ、「再処理施設の使用前事業者検査の実施方針  
について」の見直しを行った。主な見直し箇所は、次のとおり。

－ 表2 検査項目、検査概要および判定基準の考え方（代替検査の実施を踏ま  
えた記載）

－ 検査主管課長による、健全性評価シートをもとにした使用前事業者検査が  
実施できる状態であることを確認する際の確認内容

－ 検査方法を選定する際の実検査（実測等）不可の条件の具体例

・ 前回指摘の建屋貫通部における耐火性能については、基本設計方針に係る検査  
の位置づけで別途実施する。

・（別紙3）添付3「容器等の板厚に係る寸法検査の代替検査」については、実  
用炉での状況を踏まえて見直し中である。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・ 表2において、寸法検査と耐圧・漏えい検査は代替検査の実施を踏まえた検査  
概要及び判定基準の考え方が記載されたが、次の観点から記載を見直すこと。

－ 硝酸による内面腐食に限定せず、実検査ができない等の代替検査とする条  
件を踏まえ、経年劣化全般に対して対応できるよう整理すること。

－ 代替検査についても、通常の検査に関する記載と同様、方法等は限定せず、  
一般的な記載として全体を整理すること。

・ 12頁の検査主管課長が確認する内容は、単に「確認されていること」だけで  
なく、確認対象が適切に実施されていることも含めた記載にすること。

・ 13頁の使用前事業者検査対象設備の健全性評価シート様式の記載項目に「有

効な記録」の表現が使われているが、検査方法の選定フロー等においても記録の有効について記載がされており混同するので、別の表現に見直すこと。

- ・ 43頁の表1「耐圧・漏えい検査の代替評価の考え方」において、代替区分Dのものは代替評価の考え方として「確認を要さない」としているが、41頁の表2において、代替区分Dは「近傍の設備に対する代替区分AまたはBの検査結果により確認」及び「建設時の耐圧・漏えい検査の実績を確認」としているため、「近傍の設備」の考え方を含め、表1の記載を整理すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

## 6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について